

旭川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、旭川市が交付する旭川市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることにより、家庭用浄化槽の設置を促進することで公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する浄化槽をいう。
- (3) くみ取り槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。)をいう。
- (4) 宅内配管工事 浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。
- (5) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を合併処理浄化槽に入れ替えることをいう。
- (6) 補助対象地域 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定による事業認可を受けた処理区域、事業認可予定の処理区域及び農業集落排水整備区域を除く市の区域をいう。
- (7) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で、小規模店舗等を併設した住宅を含む。

(補助金の交付条件)

第3条 市長は、補助対象地域内において、次の条件を満たす浄化槽の設置（以下「補助事業」という。）を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 個人の専用住宅で、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項表中の規定に基づく処理対象人員が10人以下の浄化槽
 - (2) 全国浄化槽推進市町村協議会が規定する「浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領」（以下「登録要領」という。）(平成4年12月1日 昭)に基づき登録された浄化槽
 - (3) 国の循環型社会形成推進交付金取扱要領において交付金交付対象となる浄化槽設置工事
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金は交付しない。
- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出の審査又は建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
 - (2) 専用住宅又は土地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - (3) 自ら居住せずに、専用住宅を賃貸又は販売することを目的に浄化槽を設置する者

- (4) 第6条に規定する補助金の交付決定日より前に補助事業を行う工事に着手した者
- (5) 第8条に規定する完了報告の提出がない者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者

3 第1項に掲げる場合に該当し、かつ、転換に伴う浄化槽の設置に附帯して同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去する場合には、当該撤去に要する費用に関する補助金を加算する。

4 前項における撤去とは、既存単独処理浄化槽及びくみ取り槽を掘り起こし、完全に撤去するものであること。ただし、住宅と一体として設置されたくみ取り槽については、住宅の外壁より外側の部分を完全に除去するものであること。

5 第1項に掲げる場合に該当し、かつ、転換に伴う浄化槽の設置に附帯して宅内配管工事を行う場合においては、当該工事に要する費用に関する補助金を加算する。

6 補助金の交付対象として市長が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）は、この要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

7 補助金の交付を受けて補助事業を行う者は、「旭川市浄化槽整備工事業者の指定に関する要綱」（平成9年4月1日施行）に基づき許可された業者（以下「工事指定業者」という。）により施工するものとする。

（補助金額）

第4条 補助金額は、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額とする。ただし、浄化槽設置に要する補助対象経費が補助金額未満の場合は、その経費を補助金額の上限とする。

2 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事を行う場合は、15万円を限度としてその経費を補助金額とする。

3 くみ取り槽の撤去に必要な工事を行う場合は、12万円を限度としてその経費を補助金額とする。

4 合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管に必要な工事を行う場合は、33万円を限度としてその経費を補助金額とする。

5 前各項の場合において、補助金額の上限に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金額とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申込書（様式第1号 以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽を設置する専用住宅の延べ面積が確認できるもの
- (2) 浄化槽を設置する場所が分かる地図
- (3) 浄化槽を設置する専用住宅の平面図（延べ面積の記載があるもの。また、単独処理浄化槽やくみ取り槽の撤去、宅内配管工事がある場合は、その位置が分かるもの。）

(4) 法令遵守等に関する誓約書(様式第2号)

2 市長は、補助金の交付を受けようとする者が前項第4号に規定する誓約書を提出する前に、浄化槽法に基づく保守管理及び点検等の規定について説明しなければならない。

3 市長は、申込書を審査し、補助金交付申請対象者を決定するものとする。この場合において、補助金交付申請対象者の決定方法及び通知に関しては市長が別に定める。

4 補助金交付申請対象者は、補助金交付申請書(様式第3号)(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、原則として、申請書に記載した着工日の2週間前までに市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽法第5条第2項の規定に基づく浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく浄化槽確認申請(計画通知)設置概要書の写し

(2) 設置場所の位置図、平面図、放流先までの配管図(ただし、前号に含まれている場合は省略可とする。)

(3) 浄化槽設置場所に居住する者全員の住民票の写し

(4) 申請者本人の市税の滞納がないことを証する納税証明書

(5) 専用住宅又は土地を借りている者は賃貸人の承諾書

(6) 浄化槽工事費内訳書(見積)(様式第4号)

(7) 登録要領に基づく登録証の写し

(8) 登録要領に基づく登録浄化槽管理票(C票)

(9) 工事請負契約書の写し

(10) 道路側溝等に放流する排水管を設ける場合は道路占用許可書の写し

(11) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去の補助を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

ア 既存住宅の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の配置図

イ 現況写真

(12) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金交付の可否を決定するものとする。この場合において、浄化槽法第5条第1項の届出をした者に対しては、浄化槽法第5条第2項の規定に基づく期間(申請日の翌日から起算して10日間)を経過後に補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第5号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書(様式第6号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定通知を受けた後、補助金交付申請の内容を変更する場合又は補助事業を

中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（完了報告）

第8条 補助対象者は、補助事業が完了し、浄化槽法第10条の2第1項の規定に基づく使用開始報告書に記載した使用開始日から30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日（前条第2項の場合にあっては市長の指定する日）までに、完了報告書（様式第8号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該年度浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自らが行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づく浄化槽検査依頼書の写し
- (3) 施工状況確認表（様式第9号）
- (4) 浄化槽工事費内訳書（実績）（様式第10号）
- (5) 領収書の写し
- (6) 次に掲げる施工中の写真（全て、施工場所及び撮影年月日を鮮明に確認できるものであること。）

ア 浄化槽法第2条第10号の規定に基づく浄化槽設備士が実地に監督をしていることを証する写真（設備士の顔、免状番号が鮮明に分かるもの）

イ 基礎工事の状況を示す写真

ウ 据付工事の状況を示す写真

エ かさ上げ工事の状況を示す写真

オ 浄化槽本体（型式が分かる）写真

カ 流入管及び放流管の位置が分かる写真

キ ブロワの設置状況（送気管とブロワの接続状況、アース工事（アース不要機種にあっては、アース不要であることが分かる部分）、屋外コンセント等）を示す写真

ク 完成後の写真

- (7) 浄化槽法第10条の2第1項の規定に基づく使用開始報告書の写し
- (8) 新たに浄化槽を設置した専用住宅に居住する者全員の住民票の写し。ただし、浄化槽設置前の専用住宅の住所及び居住者に変更がない場合はこの限りでない。
- (9) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去、合併処理浄化槽への切り替えに伴う宅内配管工事をした場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽撤去の場合）
 - イ 施工中の写真（現況、施工中、施工（撤去）後、単独浄化槽又はくみ取り槽本体等）
- (10) その他市長が必要と認める書類
（交付金額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された完了報告書を審査し、補助事業の結果が適当と認めるときは、補助金額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 市長は、補助金の交付金額の確定後、補助金交付請求書（様式第12号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

2 市長は、補助金交付請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反したとき

（2）補助を受けることについて不正な行為があったとき

（3）その他補助することが不相当と認められる事実があったとき

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助対象者に対し、補助金交付決定取消し通知書（様式第13号）により通知するものとする。

3 第1項の規定については、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、補助金交付返還請求書（様式第14号）により通知し、当該補助対象者に期限を定めて、補助金の返還を請求するものとする。

（工事状況等の現場確認）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、関係職員を施工現場に立ち入らせ、工事の状況を確認することができる。なお、補助対象者及び工事を請け負った工事指定業者は、正当な理由なく施工現場における確認を妨げてはならない。

（関係書類の整備等）

第14条 補助対象者は、補助事業に係る書類を備え、補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は平成9年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

- 附 則 この要綱は平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は平成21年5月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は令和 2年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は令和 3年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は令和 4年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は令和 5年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は令和 8年4月1日から施行する。

別表 1

第 1 欄	第 2 欄
～5 人 槽	5 2 8, 0 0 0 円
～7 人 槽	6 6 1, 0 0 0 円
～10 人 槽	8 8 2, 0 0 0 円